

松本市遊休荒廃農地対策事業の概要

1 松本市遊休荒廃農地対策事業

(1) 事業内容

遊休荒廃地の解消を図るため、遊休荒廃農地を再活用する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付。

(2) 交付対象者

遊休荒廃農地を取得又は貸借により農作物を耕作する市内在住の農業者。

(3) 交付額

1a 当たり 3,500 円から 7,000 円以内。

(4) 交付条件

ア 2 年以上耕作されていないこと。

イ 所有者に耕作の意思がないこと。

ウ 自己保全管理の農地でないこと。

エ 5 年以上継続して耕作すること。

オ 該当農地を担当する農業委員が対策事業として適当であると認めること。